

五霞町役場温室効果ガス削減計画 (第4次改定版)

計画期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

令和3年3月

五 霞 町

〔目 次〕

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画改定の考え方	3
第2節 計画策定の目的	4
第3節 計画の対象範囲	4
第1款 事務及び事業の範囲	4
第2款 施設の範囲	4
第3款 公用車の範囲	6
第4節 計画の期間及び基準年	6

第2章 目標

第1節 目標の設定項目	7
第2節 電気量の削減目標	7
第3節 公用車燃料の削減目標	9
第4節 二酸化炭素換算量	9

第3章 取組

第1節 電気の使用に関する取組	10
第2節 公用車の利用に関する取組	12
第3節 その他の取組	13
第1款 紙の使用に関する取組	13
第2款 3Rに関する取組	13
第3款 クールチョイスに関する取組	14
第4款 脱炭素社会に向けた取組	14

第4章 推進と点検・評価

第1節 推進・点検体制	15
第1款 計画の進行管理	15
第2款 計画の推進	17
第2節 実施状況の点検・評価・公表	17
第1款 計画の点検	18
第2款 計画の見直し	18
第3款 公表	18

参 考 資 料

平成25年度（基準年）電気量使用量調査結果	20
平成25年度（基準年）公用車燃料使用量調査結果	21
五霞町役場温室効果ガス削減計画推進委員会等設置要綱	23

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画改定の考え方

1 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成27年（2015年）9月に、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、世界が取り組むべき持続可能な開発目標「SDGs」が掲げられ、その目標の1つに気候変動対策が挙げられました。

また、同年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

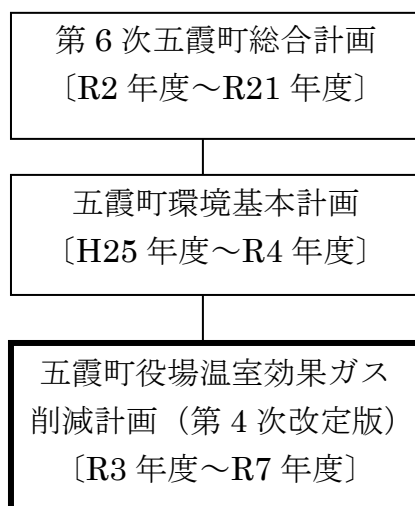
我が国では、平成10年（1998年）に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、全ての市町村が地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、平成28年（2016年）には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を令和12年（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で26.0%削減することが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

そこで、本町においても国や県の動向を鑑み、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間とする『五霞町役場温室効果ガス削減計画（第4次改定版）』を定めるものであります。

2 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項の規定に基づき、五霞町役場から排出される温室効果ガスの削減について定めた計画です。



第2節 計画策定の目的

町のすべての事務及び事業に関し、自らが事業者であり消費者であることを認識し、五霞町役場職員一人ひとりが温室効果ガスの排出量の抑制に関する取組を実施することによって、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

第3節 計画の対象範囲

第1款 事務及び事業の範囲

原則として、地方自治法第2条第2項に規定されている事務及び事業とします。

第2款 施設の範囲

施設の対象は、五霞町役場職員が直接管理を行っている施設のうち、次の7つの施設を対象とします。したがって、指定管理者制度により管理を行っている施設は本計画の対象とはいたしません。

また、上下水道関連施設については、使用している電気のそのほとんどが水を供給するためのもの又は汚水进行处理するためのものであることから、今回の対

象からは外すこととします。

〔計画の対象とする施設及び課名等〕

施設名	課名等
五霞町役場	総務課、まちづくり戦略課、町民 税務課、健康福祉課、産業課、都 市建設課、生活安全課、議会事務 局
五霞ふれあいセンター	総務課
ごか西児童館	健康福祉課
ごか南児童館	健康福祉課
保健センター	健康福祉課
五霞町中央公民館	教育委員会
海洋センター	教育委員会

※ここに掲げた施設以外の公共施設についても、温室効果ガスの削減に向けて積極的に努力していただきます。

第 3 款 公用車の範囲

公用車については、町で管理しているすべての公用車を対象とします。



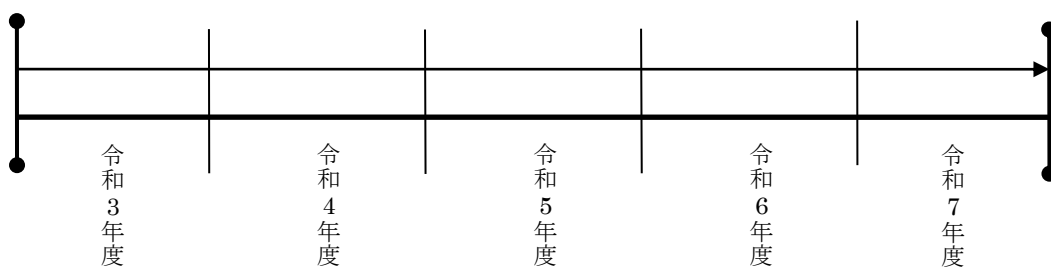
第 4 節 計画の期間及び基準年

本計画の計画期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 カ年とします。

また、計画の目標設定基準となる年度（以下「基準年」という。）は平成 25 年度（2013 年度）とします。

なお、ふれあいセンターについては、平成 25 年度（2013 年度）に改修工事を実施したために電気使用量が少なかったことから、平成 26 年度（2014 年度）を基準年とします。

令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの
5 カ年計画〔平成 25 年度の調査結果を基準年とする〕



第2章 目標

第1節 目標の設定項目

本来、温室効果ガス削減の目標を設定するには、地球温暖化対策推進法により定められた二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)及び六ふっ化硫黄の6物質を対象とし、それらを二酸化炭素に換算して目標を定めるのが一般的です。

本町では、よりわかりやすく、より効果的に、温室効果ガスの削減に向けて職員一丸となって取り組むことから、従来のやり方ではなく、電気量及び公用車燃料の2種類を削減の目標とします。

ただし、最終的な目標は、電気量や公用車燃料を削減することによって、温室効果ガスの発生を抑制するという点にあることから、例えば「電気量を抑制する代替として火力を使用する」といったようなことは、本計画の趣旨に外れることとなります。

第2節 電気量の削減目標

基準年における対象施設の電気使用量は、462,302kwhでした。(参考資料1)
これに対し、電気量の削減目標を次のように定めます。

令和7年度(2025年度)までに、基準年に対し、対象施設における電気使用量を60,100kwh(13%)削減することを目標とする。

[check!]

60,100kwhを一般家庭の1カ月あたりの電気使用量(平均)に換算すると、約20年分の電気量に相当します。



本計画の期間は5年間です。したがって、年間あたり12,020kwh（約2.6%）を削減することで、電気量の削減目標である60,100kwhの削減が達成されることとなります。

よって、施設ごとの1年間における電気使用目標値を次のとおり定めます。

〔1年間あたりの電気量目標値〕

（単位：kwh）

施設名	H25 年度 (基準年度)	R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)
役場庁舎	204,062	198,756	193,450	188,144	182,838	177,532
ふれあい センター	32,077	31,243	30,409	29,575	28,741	27,907
西児童館	8,234	8,020	7,806	7,592	7,378	7,164
南児童館	11,345	11,050	10,755	10,460	10,165	9,870
保健 センター	61,188	59,597	58,006	56,415	54,824	53,233
中央 公民館	76,556	74,566	72,576	70,586	68,596	66,606
海洋 センター	68,840	67,050	65,260	63,470	61,680	59,890
合計	462,302	450,282	438,262	426,242	414,222	402,202



2.6%削減
▲ 12,020



2.6%削減
▲ 12,020



2.6%削減
▲ 12,020



2.6%削減
▲ 12,020



2.6%削減
▲ 12,020

第3節 公用車燃料の削減目標

基準年における公用車の燃料使用量は、24,894.8 リットルでした。(参考資料 2)
これに対し、公用車燃料の削減目標を次のように定めます。

令和 7 年度(2025 年度)までに、基準年に対し、公用車の燃料使用量を 6,400 リットル (約 26%) 削減することを目標とする。

電気量同様、公用車の燃料削減についても、年間あたり 1,280 リットル (約 5.2%) を削減することで、公用車燃料の削減目標である 6,400 リットルの削減が達成されることとなります。

第 4 節 二酸化炭素換算量

本計画で定めた電気量及び公用車燃料の削減数値を二酸化炭素の排出に換算すると次のようになります。

項 目	目標削減値	二酸化炭素排出量
電 気 量	60,100 kwh	33,356kg-CO2
公用車燃料	6,400 リットル	14,859kg-CO2

※算定方法

合計 48,215kg-CO2

〔電気量〕

排出量 (kg-CO2) = 電気使用量 (kwh) × 排出係数 (0.555)

〔公用車燃料〕

排出量 (kg-CO2) = (燃料使用量 (リットル) × 単位発熱量 (34.6))
× 炭素排出係数 (0.0183) × 44/12

電気量 60,100kwh と公用車燃料 6,400 リットルを削減することによって、
48,215kg もの二酸化炭素を削減することができます。

〔check!〕

1 世帯当たりの年間 CO2 排出量は
約 4,150kg といわれています。

本計画で約 12 世帯分の年間 CO2
排出量が削減されることになります。



第3章 取組

第1節 電気の使用に関する取組

1 省エネルギー機器の選択
OA 機器や照明機器などを購入・入替するにあたっては、省エネルギー性能をよく確かめ、エネルギー効率の高い製品を選択します。
2 電気使用量を抑制
(1) OA 機器 ア 長時間使用しない場合は電源を切る。 イ 昼休みには必要な機器以外の電源を切る。 ウ コピー機は使用後に節電・待機モードへ切り替える。 エ OA 機器は自動パワーオフの設定を行う。
(2) 家電製品 ア 電気ポットでなく、保温ポットを使用する。 イ 冷蔵庫は詰め込みすぎないようにする。 ウ 使用しない電化製品のコンセントを抜くようにする。
(3) 照明機器 ア 昼休みには業務に支障がない限り消灯する。 イ 給湯室やトイレ、書庫など常に人がいない場所については、その都度点灯する。 ウ 業務終了後はその課（フロアー）を最後に退出する者が責任を持って消灯する。 エ 残業時には必要な箇所のみ点灯する。 オ 定期的な清掃を実施する。
(4) 空調機器 ア 冷房は 28℃、暖房は 20℃を原則とする。 イ ブラインドやカーテンの利用により、空調機器の効率を上げる。 ウ グリーンカーテンを設置することにより、日差しの入り込みを和らげ、室温の上昇を抑える。 エ 定期的な点検・清掃を実施する。

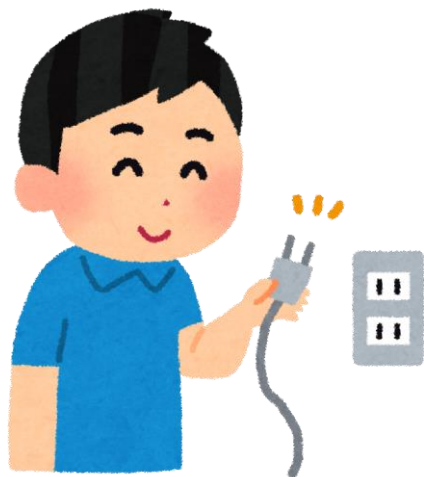
3 再生可能エネルギーの導入検討

施設の大規模改修や建替えの際に、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを導入することについて検討します。

役場庁舎及び公民館に設置されたグリーンカーテン



使用しない機器のコンセント
を抜きましょう



冷房は 28℃、暖房は 20℃に
設定しましょう



第2節 公用車の利用に関する取組

1 低公害車への切り替え及び導入の検討

公用車をハイブリッドカーなどの低公害車へ切り替える。
さらに、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の導入を検討する。

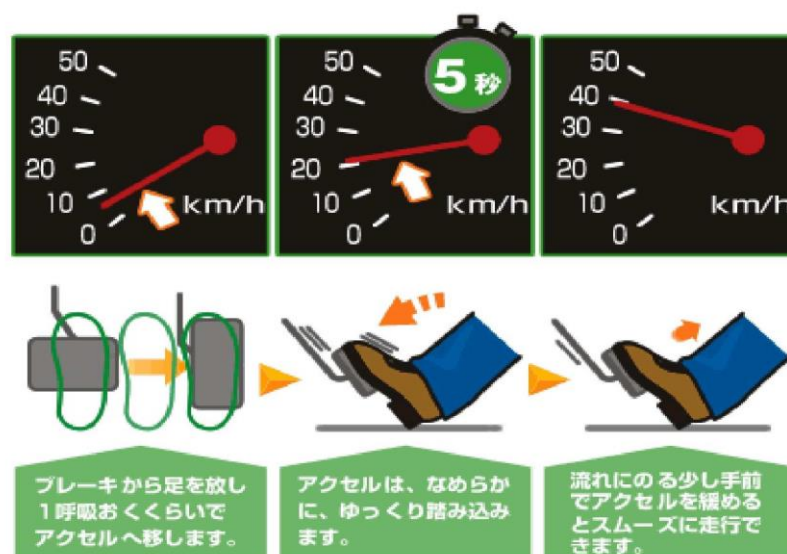
2 公用車の使用抑制

- ア 低公害車、低燃費車を優先的に利用する。
- イ 出張の際の公用車相乗りを励行する。
- ウ 公用車の利用状況を把握し、車両台数の削減に努める。
- エ 半径 500 メートル以内の近距離への移動は公用車の利用を極力しない。
- オ 自転車の利用を促進する。

3 エコドライブの実践

- ア ふんわりアクセル「e スタート」をする。
- イ 加減速の少ない運転をする。
- ウ 早めにアクセルオフをし、エンジnbrakeで減速する。
- エ アイドリングストップをする。
- オ 定期的な点検・整備を行う。

「ふんわりアクセル『eスタート』」の方法



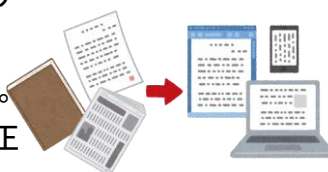
第3節 その他の取組

本計画の目標は電気量と公用車燃料の2つの削減を目標としていますが、それ以外にも「その他の取組」として次の事項を実践します。

第1款 紙の使用に関する取組

紙の使用量を削減するため、次の事項を実践します。

- ア グループウェアを活用し、用紙の使用量を抑制する。（電子会議の推進、電子決裁の利用）
- イ コピー及び印刷については、原則両面使用とする。
- ウ あらかじめ必要部数の確認を行うなど部数の適正化に努める。



第2款 3Rに関する取組

廃棄物の減量化及び資源化をするため、次の事項を実践します。



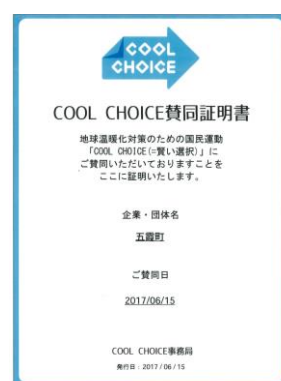
- ア 簡易包装や詰め替え可能製品（液体石鹸、ボールペン、修正テープなど）を積極的に取り入れ、ごみの発生を抑制する。
- イ マイカップ・マイボトルを持参し、空き缶・ペットボトルなどの発生を抑制する。
- ウ 他社から送付される印刷物（カタログ、冊子など）は、必要最低部数とし、それ以外は受け取らない。
- エ 各課（フロアー）において不要となった用紙をストックするための容器を設置し、用紙の再利用・リサイクルを徹底する。
- オ 部品の交換修理が可能な製品の採用し、繰り返し使用することに努める。
- カ ファイル・封筒などは再利用する。
- キ 事務用品を購入する際は、グリーン購入の徹底に努める。

第3款 クールチョイスに関する取組

「COOL CHOICE」とは、令和12年度（2030年度）に温室効果ガスの排出量を平成25年度（2013年度）比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のことです。

本町では、平成29年（2017年）6月15日に宣言を行っており、以下の取組を行っています。

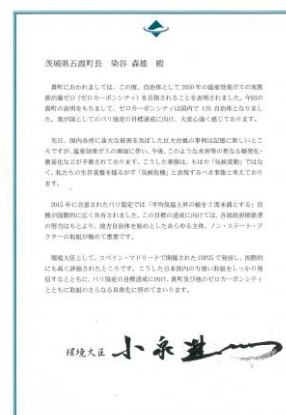
- ア クールビズ・ウォームビズを推進する。
- イ 冷房は28℃、暖房は20℃に設定する。
- ウ 公用車をハイブリッドカーなどの低公害車に切り替える。
- エ アイドリングストップ運動を推進する。



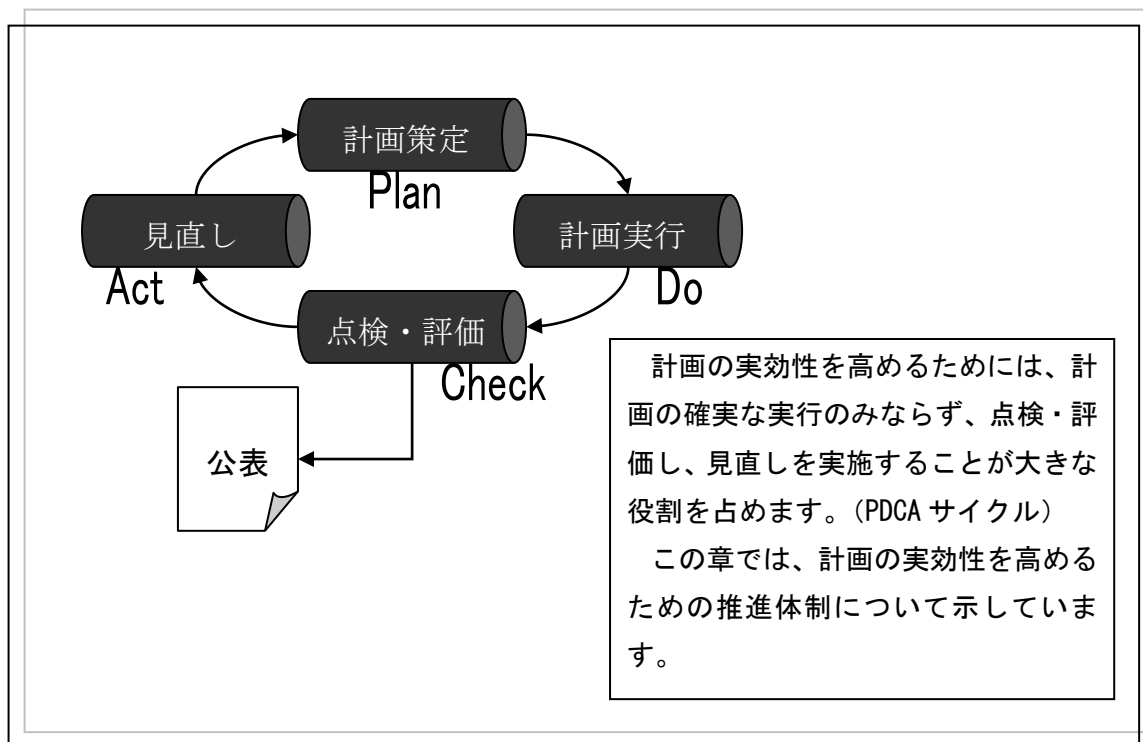
第4款 脱炭素社会に向けた取組

本町では、令和2年（2020年）7月28日、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に取り組むことを表明しました。

なお、取組内容については、本計画を実施する中で具体的な行動計画を検討していきます。



第4章 推進と点検・評価



第1節 推進・点検体制

第1款 計画の進行管理

本計画の目的は、五霞町役場が事務事業を実施することによって排出される温室効果ガスの削減です。

そのため、計画の推進にあたっては、全庁的な取組の体制が必要となります。

計画の推進のための組織は、町長を「総括責任者」としたトップダウン型の組織体制をとり、その下に計画の推進・進行管理や点検・評価、見直し、公表の内容について検討を行うための「温室効果ガス削減計画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置します。

推進委員会は、本計画において中心的な役割を担う組織であるため、副町長を委員長とし、生活安全課長を副委員長とし、推進委員は各課等の責任者である課長等とします。

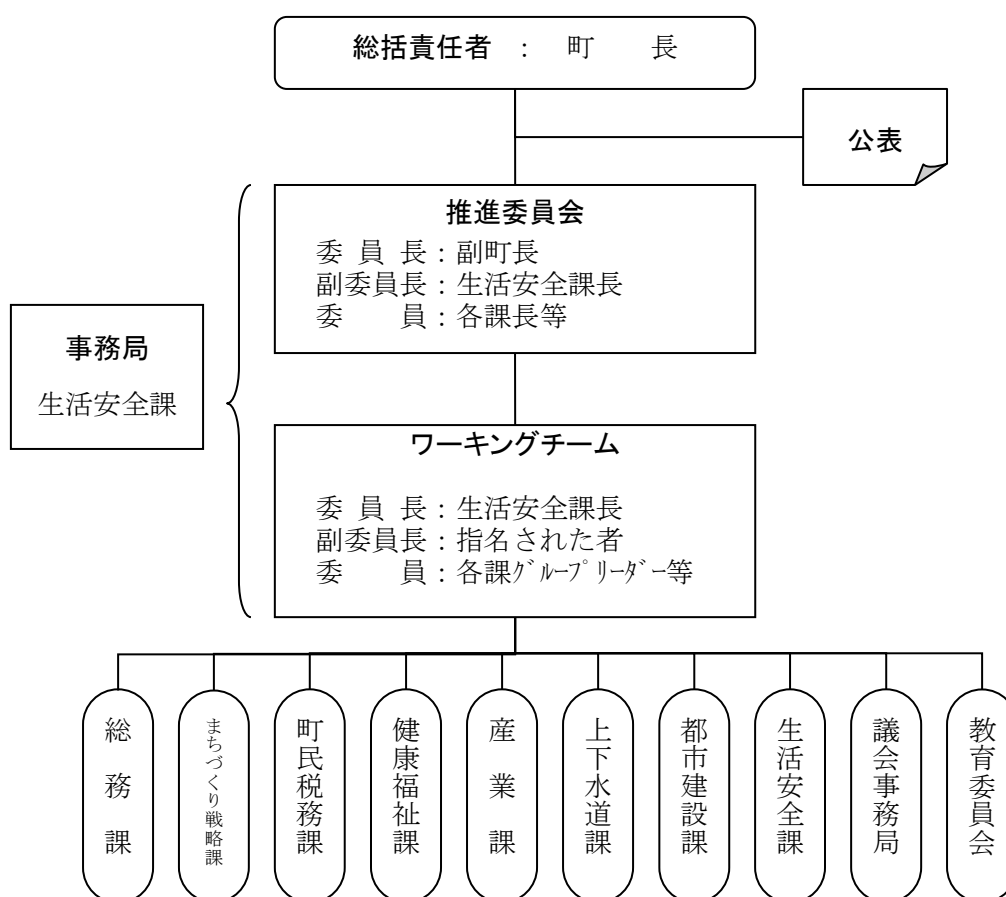


推進委員会を支える下部組織として、「温室効果ガス削減計画ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を設置し、計画の調査、検討等を行います。

「ワーキングチーム」は、生活安全課長を委員長とし、より実務レベルに近い各課のグループリーダー等を委員とします。

なお、「推進委員会」及び「ワーキングチーム」の事務局は、いずれも生活安全課とします。

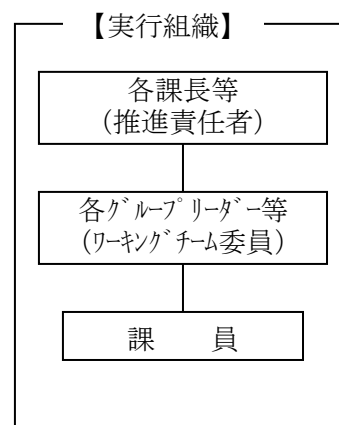
【推進体制】



第2款 計画の推進

各課等においては次のようにして計画を推進します。

1. 推進委員である各課長等は、「推進責任者」として各課等における計画の推進を統括します。
2. ワーキングチーム委員である各課のグループリーダー等は、各課等における計画を推進するとともに、課員に計画を周知し、日常的な取組を推進します。
3. 課員は、計画の意義と内容を十分に理解し、自ら積極的に取組を推進します。



第2節 実施状況の点検・評価・公表



計画の進捗状況を把握し、計画をより実効性のあるものとするためには、毎年の点検・評価が重要な役割を担います。

点検・評価にあたっては、電気量及び公用車燃料の使用量の把握のみならず、本計画において定めた取組の実施状況についても把握しなければなりません。

これらを把握することで、計画目標や前年度との比較をもとに計画の目標達成の観点から評価を行います。

点検・評価の結果については、報告書として取りまとめ、その概要を広報紙やホームページに掲載することで、住民のみなさんや事業者の方々に自主的な取組を促す効果が期待できます。

第1款 計画の点検

1. 推進責任者及びワーキングチーム委員は、各課における毎月の取組状況を調査し、事務局に報告します。
2. 事務局は、各課からの報告を取りまとめ、年次報告書（素案）を作成し、ワーキングチームに報告します。
3. ワーキングチームは、報告を受けた年次報告書（素案）について検討し、年次報告書（案）を作成し、推進委員会に報告します。
4. 推進委員会は、報告を受けた年次報告書（案）について検討し、年次報告書を作成し、総括責任者に報告します。
5. 総括責任者は、報告を受けた年次報告書について検討し、是正事項や重点的に取り組むべき事項等を推進委員会に指示します。

第2款 計画の見直し

推進委員会は、各課の取組状況を精査し、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、次のような場合には、計画の見直しを実施するものとします。

- ア 目標の達成が著しく困難であるとき。
- イ 早期に目標を達成したため目標を強化する必要があるとき。
- ウ 目標達成のために取組内容を大幅に変更する必要があるとき。
- エ 計画対象施設の新設、統合又は廃止が行われたとき。
- オ 組織の変更があったとき。
- カ その他総括責任者が必要と認めたとき。

第3款 公表

推進委員会は、年次報告書の概要について広報紙やホームページに公表します。

参 考 資 料

平成 25 年度（2013 年度）（基準年）電気使用量調査結果

〈電気使用量〉

（単位：kwh）

No.	施設名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
1	五霞町役場 本庁舎	14,353	12,960	13,019	18,515	20,649	15,466	13,834	15,674	19,327	20,815	20,731	18,719	204,062
2	五霞ふれあい センター	1,849	1,536	2,233	3,073	2,305	1,751	1,495	2,578	4,341	3,856	4,103	2,957	32,077
3	ごか西児童館	749	485	387	507	867	796	444	581	1,054	949	770	645	8,234
4	ごか南児童館	880	617	516	805	1,420	1,272	774	703	925	1,064	1,274	1,095	11,345
5	保健センター	3,882	3,348	3,498	5,793	6,981	4,056	3,488	4,639	6,086	6,976	6,794	5,647	61,188
6	中央公民館	4,991	4,410	4,718	7,072	7,728	5,863	5,255	7,016	6,635	8,146	7,361	7,361	76,556
7	海洋センター	4,496	4,956	9,798	10,125	10,295	4,434	4,213	3,809	3,983	4,233	3,890	4,608	68,840
	合 計	31,200	28,312	34,169	45,890	50,245	33,638	29,503	35,000	42,351	46,039	44,923	41,032	462,302

※ふれあいセンターは平成 26 年度（2014 年度）の電気使用量

平成 25 年度（2013 年度）（基準年）公用車燃料使用量調査結果

〈公用車燃料使用量〉

（単位：リットル）

No.	車種名	登録番号	年間使用量	No.	車種名	登録番号	年間使用量
1	町長車 (H29 廃車)	81-06	1,394.9	18	ミラ (H28 廃車)	39-93	482.4
2	副町長車 (H25 廃車)	76-21	0	19	エブリ 日赤	38-80	271.4
3	中型バス	101	0	20	ライフ 地包 (H28 廃車)	12-20	368.5
4	AD バン (H27 廃車)	49-87	379.0	21	ライフ 児童館 (H27 廃車)	40-55	165.3
5	中型バス (H29 廃車)	10-61	2,438.6	22	サニー (H30 廃車)	84-86	236.6
6	消防指令車 (H29 廃車)	89-45	278.7	23	アルト	88-66	0
7	交通指導車 (H28 廃車)	81-83	595.4	24	AD バン (H28 廃車)	98-68	803.1
8	ACTY (H27 廃車)	73-06	218.6	25	マックス	72-87	557.9
9	サニー (廃車)	39-17	635.7	26	軽トラ	65-68	428.6
10	ハイエース (H27 廃車)	68-24	1,372.3	27	軽トラ	58-26	434.5
11	ハイエース (H26 廃車)	52-35	956.8	28	ワゴン R 環境 (H28 廃車)	40-44	182.8
12	プリウス	573	1,143.6	29	軽トラ (H31 廃車)	42-84	469.1
13	プリウス (現副町長車)	574	1,049.2	30	2t ダンプ	79-40	741.5
14	ミラ イース	44-21	1,091.4	31	バン	93-08	0
15	サニー (H31 廃車)	24-08	898.7	32	議長車 (H30 廃車)	14-26	1,442.2
16	アルト	52-04	-	33	中型バス	229	2,035.8
17	キューブ	439	442.2	34	ACTY (H28 廃車)	489	236.2

35	中型バス学校 (H29 廃車)	10-61	2,438.6	63	中型バス	542	0
36	ワゴン R 広報 (H28 廃車)	43-98	261.7	64	バン	49-82	0
37	プリウス	575	504.1	65	議長車	81	0
38	ACTY バン (H26 廃車)	28-43	330.8				
39	カローラ (H29 廃車)	53-03	424.7				
40	AD バン	76-36	430.2				
41	フォークローダ	19	0				
-	合 計		24,894.8				
平成 25 年度以降に購入した公用車							
42	町長車	542	0				
43	エブリイバン	92-10	0				
44	フィット	45-59	0				
45	アルト	38-27	0				
46	ハイエース	70-29	0				
47	セレナ	19-29	0				
48	フィット	45-73	0				
49	アルト	904	0				
50	アルト	32-69	0				
51	アルト	81-40	0				
52	バン 日赤	47-32	0				
53	アルト	45-27	0				
54	消防指令車	68-73	0				
55	交通指導車	38-29	0				
56	アルト	30-76	0				
57	軽トラ	542	0				
58	エブリイバン	69-13	0				
59	アルト	38-31	0				
60	エクストレイル	468	0				
61	ハイゼットカーゴ	30-00	0				
62	エブリイ	17-77	0				

五霞町役場温室効果ガス削減計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 この訓令は、五霞町役場温室効果ガス削減計画（以下「削減計画」という。）を推進するため、五霞町役場温室効果ガス削減計画推進委員会（以下「委員会」という。）及び五霞町役場温室効果ガス削減計画ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 削減計画の推進に関する事項
- (2) 削減計画の点検及び評価に関する事項
- (3) 削減計画の見直しに関する事項
- (4) その他削減計画に必要な事項に関する事項

(委員会)

第3条 委員会は、副町長及び課等(五霞町行政組織条例(平成19年五霞町条例第8号)に規定する課及び会計課並びに町長以外の執行機関の事務局をいう。以下同じ。)の長をもって委員として構成する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、生活安全課長をもって充てる。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第5条 ワーキングチーム委員は、委員会から選任された第3条第1項の課等の

長を除く管理職をもって構成する。

- 2 ワーキングチーム委員長は、生活安全課長をもって充てる。
- 3 ワーキングチーム副委員長は、ワーキングチーム委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 課等の長は、課等にワーキングチーム委員として、主幹等の中から1名選任する。
- 5 課等の長は、前項のワーキングチーム委員を選任したときには、その者の職氏名を生活安全課長に届け出なければならない。

(ワーキングチームの会議)

第6条 ワーキングチームの会議は、ワーキングチーム委員長が必要に応じて招集し、ワーキングチーム委員長がその議長となる。

- 2 ワーキングチーム副委員長は、ワーキングチーム委員長を補佐し、ワーキングチーム委員長に事故があるとき、又はワーキングチーム委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 ワーキングチームは、第2条に掲げる事項について調査及び研究等を行い、委員会に報告する。
- 4 ワーキングチーム委員長は、必要があると認めるときは、ワーキングチームの会議にワーキングチーム委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及びワーキングチームの庶務は、生活安全課において行う。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。